

都市の木造化推進モデル事業実施要領

(趣旨)

第1条 都市の木造化推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(目的)

第2条 都市の木造化推進モデル事業は、木造率が低位に留まっている民間の非住宅・中大規模建築物について、モデルとなる建築物に対し、木造化に要する経費等を支援し、その普及を図ることにより、県内における民間施設の木造化を推進し、以て脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(補助対象)

第3条

1 補助対象となる建築物等の要件

要項別表に定める補助対象建築物とは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね5割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。

また、補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の5割以上が県産材であること。

なお、県産材とは、原則として県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。

ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産材とみなす。

(2) 整備する建築物は、階数が3以上（地階を除く）かつ延べ面積が300㎡を超えるものであること。

(3) 整備する建築物は、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するものとして、次のアからオまでに掲げる用途のいずれかのものであること。

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

イ 病院、診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設 等

ウ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館 等

エ 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗 等

オ 事務所 等

(4) 多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に係る取組として、次のアからエまでの全てを満足するものであること。

ア 本事業により整備された建築物及びその情報について、施工中の現場見学会やしゅん工後に完成見学会や地域のイベントに使用する等、多数の者の目に触れることを計画するものであること。

イ 次のいずれかの方法により、炭素貯蔵量を算定・表示すること。

・「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年

10 月 1 日付 3 林政産第 85 号)に基づく方法

・上記と同等の方法で、他の評価機関や評価方法により算出・表示する方法

ウ 補助対象施設に、事業名と県産材使用を明示した表示板等を設置すること。

エ 県の求めに応じ、事業主体等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのない限り、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術情報（設計図書等）の公表に努めるとともに、施設運営の支障にならない範囲で、県の実施する木造建築物の普及に係る取組みについて協力すること。

(5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日林野庁)に基づき合法性が確認された木材を使用すること。

(6) 実施設計及び建設工事については、補助金交付決定又は補助金交付決定前着手承認のあった日以降に着手し、原則として補助事業実施年度中に完了すること。なお、本事業で実施設計を行った場合は、原則、実施設計完了の翌年度中に当該建築物の工事請負契約を締結すること。

2 補助対象外となる建築物

前項の規定に関わらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としないものとする

ア 前項第 3 号の用途と住居を組み合わせた併用住宅の場合、居住部分の床面積が延べ面積に占める割合が 4 割以上である施設。

イ 前項第 3 号の用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、前項第 3 号の用途以外の用途の部分。

ウ 「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)」第 2 条に規定する風俗営業等を目的とした施設。テナントの入居が想定される場合も含む。

エ 専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団員が関与している施設。

カ その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある施設。

3 補助対象経費

補助対象経費は、要項別表に定めるものであって、第 1 項に定める補助対象建築物の整備等に要する経費のうち、下記の経費とする。

(1) 実施設計費。ただし、木造建築物の躯体に係る経費のみとし、次のアからキの経費は対象外とする。

ア 基本計画・基本設計費

イ 設備設計費(電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等)

ウ 既存建築物の解体撤去等に係る実施設計費

エ 外構等建物周辺施設の実実施設計費

オ 地中埋設物処理及び地盤改良工事等に係る実施設計費

カ 建築確認申請、工事監理、積算に係る経費

キ その他木造建築等の実施設計に直接関係のない経費

(2) 建設工事費(材料費、労務費及び間接経費を含む)。ただし、木造建築物の躯体に係る経費のみとする。

(3) 木造建築の普及啓発のために、補助対象建築物について事業主体が実施する次のアからウの取組みに要する経費のうち、技術者給、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び使用料・賃借料。ただし、技術者給、報償費、旅費については、事業主体以外の者に支払う経費

を対象とする。

ア ワークショップ・セミナー

イ 現場見学会

ウ 完成見学会

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条に定める事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとし、別に定める期日までに提出するものとする。

なお、事業実施計画書の添付書類は、次のとおりとする。

（1）位置図

（2）事業内容が分かる図面等

（3）補助対象経費が確認できる見積書又は設計書の写し

（4）その他必要と認められる書類

2 知事は提出された事業計画について、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、別記第2号様式により通知する。

（事業実施計画の変更）

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 事業実施変更計画書の提出があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施変更計画を承認し、別記第3号様式により通知する。

（補助金交付申請）

第6条 要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（事業の着手、完了）

第7条 補助事業者は、事業に着手又は事業を完了した時には、別記第4号様式により知事に届け出なければならない。

（事業の補助金交付決定前着手）

第8条 要項第9条第1項の補助金交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、内容等を審査し、必要と認められる場合は、補助金交付決定前着手を承認し補助金交付決定前着手承認通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（工事請負契約の報告等）

第9条 事業主体は、第3条第3項第2号に定める建設工事費を補助対象経費に含めない場合であって、補助対象建築物の工事請負契約を締結したときは、速やかに工事請負契約報告書（別記様式第7号）に建築確認済証と工事請負契約書の写しを添付し、知事に提出するものとする。

2 事業主体は、第3条第3項第2号に定める建設工事費を補助対象経費に含めない場合であって、補助対象建築物の工事が完成したときは、速やかに成果報告書（別記様式第8号）及び県産材等使用証明書（別記様式第9号）に施工等の内容が分かる資料や写真等を添付し、知事に提出するものとする。

また、そこで得た事業の成果については、県産材等の需要拡大のために公開することに同意するものとする。

- 3 事業主体は、当該建築物等に県産材を利用した旨を明示し、その写真を成果報告書（別記様式第8号）に添付し報告すること。また、案内パンフレット等において、木の良さや特徴を記載するなど、木材利用の普及・PRに積極的に努めること。
- 4 完成した施設が、第3条第1項の要件を満たしていない場合には、補助金等の交付決定を取り消すとともに、補助金等の返還を命ずることがある。

（確認検査）

第10条 知事は、第7条第2項に基づく完了届の提出があった場合は、検査員に事業の適否について確認検査をさせるものとする。確認検査調書の様式は、別記第10号様式によるものとする。

（実績報告）

第11条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第11号様式によるものとする。

（関係書類の整理）

第12条 事業主体は、次に掲げる関係書類を整理し、補助対象建築物の整備完了の翌年度から5年間保存する。

（1）経理関係書類

ア 現金出納簿

イ 証憑書類（見積書、請求書、領収書、入金伝票など）

（2）事業実施計画書の提出から補助対象建築物の整備が完了するまでの関係書類

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月30日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業実施（変更）計画書

1 事業計画

1 建築主 (=申請者)	会社名																															
	代表者名																															
	郵便番号	〒	—																													
	住所																															
	電話番号																															
2 施設名																																
3 施設の概要 (特徴、活用方法、 利用者等)																																
4 建設地																																
5 建築物の用途・ 規模・階数	建築基準法上の用途 (複数用途や児童福祉施設等、その他等の扱いは具体的な名称を記入) ()																															
	敷地面積： m ² 建築面積： m ² 延べ面積： m ² うち補助対象部分の面積： m ²																															
	階数：地上 階、地下 階 うち補助対象部分： ～ 階 軒高： m、高さ： m																															
6 建築物の構造	木造： ☐ 軸組工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ CLTハ工法 ☐ その他工法()																															
	その他： ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他() ※混構造の場合																															
7 建築物の耐火 性能等	(建設地の地域区分) ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 22条区域 ☐ その他地域																															
	(☐ 地域区分・ ☐ 建物用途・ ☐ 規模等により必要となる建築物の耐火性能等) ※建築基準法第21条、第27条、第61条等により求められる建築物の耐火性能等を記入ください。 ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物(60分) ☐ 準耐火建築物(45分) ☐ その他(自由記入)																															
8 木材・木質材 料、県産材の使 用量(見込み)	木材・木質材料の使用量 : m ³ ①うち補助対象部分 : m ³ ②うち県産材 : m ³ (県産材率 %) ※②/①																															
9 木材・木質材料の使用(見込み)について(以下に可能な限り具体的に記載してください)																																
<table><tr><th>使用部位※(柱、横架材、壁等)</th><th>種類(製材、集成材、CLT等)</th><th>詳細(樹種、規格、等級、合法伐採木材等)</th><th>使用量(m3)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合計(上記8の使用量と合計m³数の整合に留意)</td><td></td></tr></table>					使用部位※(柱、横架材、壁等)	種類(製材、集成材、CLT等)	詳細(樹種、規格、等級、合法伐採木材等)	使用量(m3)																					合計(上記8の使用量と合計m ³ 数の整合に留意)			
使用部位※(柱、横架材、壁等)	種類(製材、集成材、CLT等)	詳細(樹種、規格、等級、合法伐採木材等)	使用量(m3)																													
合計(上記8の使用量と合計m ³ 数の整合に留意)																																
※主要構造部及び構造耐力上主要な部分(基礎・基礎杭を除く。)に使用するものに限る。																																

10 事業スケジュール					
年 度 別	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
月 別	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1
基 本 設 計					
実 施 設 計					
建 築 確 認					
着 工					
建 方 工 事					
内 外 装 工 事					
し ゅ ん 工					
開設許可 (該当の場合)					
普 及 啓 発					

※ それぞれについて矢印等で期間を示すとともに、着手予定・完了予定の月日を記載してください。
 ※ 一部のみの申請であっても、プロジェクト全体や各種設計等のスケジュールを記載してください。

11 普及啓発の計画	(取組内容) ※実施する内容を選んでください (複数選択可) ☐ ワークショップ・セミナー ☐ 現場見学会 ☐ 完成見学会
	(計画) 開催時期： 計画概要：

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 工事着手前の建設地の写真
- (3) 事業内容が分かる図面等
- (4) 補助対象経費が確認できる見積書又は設計書の写し
- (5) その他必要と認められる書類

2 経費内訳

(単位：千円)

事業区分	経費区分	総事業費	補助対象事業費	補助率	補助金申請額
実施設計費	委託費	()	()	1/2	()
建設工事費	工事費	()	()	定額	()

事業区分	経費区分※	積算内訳	補助率	補助金申請額
普及啓発費	技術者給			()
	報償費			()
	旅費			()
	需用費			()
	役務費			()
	委託料			()
	使用料・賃借料			()
	小計		定額	()

※経費の区分は別表による

補助金申請額合計	()
----------	-----

(記載上の注意)

- (1) 申請する年度の経費について記載すること。
- (2) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段の()内に記載すること。
- (3) 総事業費には、補助対象外工事を含む事業全体の経費を記載すること。
- (4) 補助対象事業費には、実施設計費及び建設工事費のうち木造建築物の躯体に係る経費相当額を記載すること。
- (5) 実施設計費の補助金申請額の算定に当たっては、補助対象事業費の1/2以内の額とすること。
- (6) 普及啓発費の補助金申請額の算定に当たっては、50万円以内の額とすること。
- (7) 事業主体が一般課税事業者の場合、消費税及び地方消費税は補助対象外となるため、消費税分を除いて補助金申請額を算定すること。

3 消費税の課税方式 (該当するものに○を付す)

- ①一般課税 ②簡易課税 ③免税

(4 変更理由)

別記第2号様式（第4条関係）

第 号
＜和暦＞年（〔西暦〕年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事

＜和暦＞ 年度（〔西暦〕 年度）都市の木造化推進モデル事業実施計画の承認
について（通知）

＜和暦＞年（〔西暦〕 年）年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて
は、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を内示しますので、補助金交付申請書を提出してください。

記

補助金内示額 金 円

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
＜和暦＞年（〔西暦〕年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業実施変更計画の承認
について（通知）

＜和暦＞年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、
承認します。

なお、下記のとおり補助金額を内示しますので、補助金変更交付申請書を提出してください。

記

補助金内示額 金 _____ 円（変更後）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業着手（完了）届
このことについて、下記のとおり事業に着手（を完了）しましたので、都市の木造化推進モデル
事業実施要領第 8 条の規定により報告します。

記

交 付 決 定		事 業 費 (円)	上段：事業着手年月日 下段：事業完了(予定)年月日	摘 要
交付決定日	番 号			
				※着手届：左欄の完了年月日は予定年月日を記載

【添付書類】

1 着手届

(1) 実施設計費を補助対象にした場合

- ①設計委託契約書の写し（契約の内容、契約額、契約額の内訳、履行期間がわかるもの）
- ②建設地の敷地写真

(2) 建設工事費を補助対象にした場合

- ①要項第11条に基づく工事着工報告書（要綱別記第9号様式）
- ②工事請負契約書の写し（契約の内容、契約額、工期がわかるもの）
- ③着手前の敷地写真
- ④工事工程表
- ⑤確認済証の写し

2 完了届

(1) 実施設計費を補助対象にした場合

- ①契約内容の変更がある場合は、変更に係る設計委託契約書等の写し
- ②確認済証の写し

(2) 建設工事費を補助対象にした場合

- ①要項第11条に基づく工事完成報告書（要綱別記第9号様式）
- ②契約内容の変更がある場合は、変更に係る工事請負契約書の写し
- ③工事完了後の敷地全景写真
- ④建築物の完成写真（外観の全景（全周）、主な室の内観、木材を使用した部位ごとの写真）
- ⑤工事の進捗が確認できる各階の全景及び工程の施工写真（現場名、撮影日が記載された看板入り）
- ⑥実施工程表
- ⑦検査済証の写し
- ⑧県産材等使用証明書（別記第9号様式）

【留意事項】

- 1. 実施設計費と建設工事費の両方を補助対象とする場合は、実施設計の着手時及び完了時と建設工事の着手時及び完了時にそれぞれの届出が必要。
- 2. 実施設計費を補助対象に含まない場合は、建設工事の着手時及び完了時の届出が必要。
- 3. 普及啓発費を補助対象とする場合で、建設工事と一体的に実施する場合は着手時及び完了時の届出は不要。普及啓発費のみを補助対象とする場合は、届出（様式のみ）が必要。
- 4. 添付書類のうち2 完了届「（1）②確認済証の写し」「（2）⑥検査済証の写し」について、交付が提出に間に合わない場合は、申請書の写しを添付し、交付後に確認済証等の写しを提出することも可とする。
- 5. 様式中の不要な文字は削除するものとする。

熊本県知事 様

事業主体の長

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業の補助金交付決定前着手
承認申請書

このことについて、＜和暦＞年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、都市の木造化推進モデル事業実施要領第9条の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日

3 着手の条件

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- （2）補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

第 号
<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事

<和暦>年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業の補助金交付決定前着手
承認通知書

<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、
下記の条件を付して承認します。

記

1 着手の条件

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- （2）補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

工事請負契約報告書

このことについて、＜和暦＞年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった＜和暦＞年度都市の木造化推進モデル事業については、別紙契約書写しのとおり契約を締結しましたので報告します。

記

- 1 施設名
- 2 施工場所
- 3 施設概要
- 4 工事費
- 5 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 6 添付書類 工事請負契約書（写し）
建築確認済証（写し）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

成果報告書

このことについて、＜和暦＞年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった＜和暦＞年度都市の木造化推進モデル事業については、下記のとおり施設が完成しましたので報告します。

記

1 施設名

2 所在地

3 施設概要

4 工事費

5 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで

6 完成年月日 年 月 日

7 添付書類

- （1）契約内容の変更がある場合は、変更に係る工事請負契約書の写し
 - （2）工事完了後の敷地全景写真
 - （3）建築物の完成写真（外観の全景（全周）、主な室内観、木材を使用した部位ごとの写真）
 - （4）工事の進捗が確認できる各階の全景及び工程の施工写真
 - （5）検査済証の写し
 - （6）県産材等使用証明書（別記第9号様式）
- ※（2）～（4）は電子データでも提出し、県が木材利用に係る広報等に利用することに承諾するものとする。

県産材等使用証明書

年 月 日

（事業主体の長） 様

証明者名 （木材等出荷者）

下記の資材については、県産材（※1）かつ合法木材（※2）を使用していることを証明します。

記

- 1 施設等名
- 2 納品場所
- 3 証明の内容

材料名	規格	本数	材積	樹種	備考

※1 原則として県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。
ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産材とみなす。

※2 「合法木材」とは、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。

確認検査調書

事業名	都市の木造化推進モデル事業		
事業主体（代表者）			
事業費（補助金額）			
交付申請年月日	<和暦>年（〔西暦〕年）	月	日
交付決定年月日	<和暦>年（〔西暦〕年）	月	日
交付決定番号			
事業着手年月日	<和暦>年（〔西暦〕年）	月	日
事業完了年月日	<和暦>年（〔西暦〕年）	月	日
完了検査年月日	<和暦>年（〔西暦〕年）	月	日
検査立会人			
○検査所見 上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。 <和暦>年（〔西暦〕年） 月 日 所 属 検査員 職・氏名 印 熊本県知事 様			

【確認検査事項】

- 1 書類検査
 - （１）経理関係書類の確認
 - （２）事業関係書類（提出書類等）の確認
- 2 現物検査
 - 成果品の確認

別記第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業実績報告書

1 事業実績

1 施設名																																			
2 所在地	地名地番：_____ 住居表示：_____																																		
3 建築物の用途・規模・階数	建築基準法上の用途（複数用途や児童福祉施設等、その他等の扱いの場合は具体的な名称を記入） _____（_____）																																		
	敷地面積：_____ m^2 建築面積：_____ m^2 延べ面積：_____ m^2 うち補助対象部分の面積：_____ m^2																																		
	階数：地上____階、地下____階 うち補助対象部分：_____～_____階 軒高：_____ m 、高さ：_____ m																																		
4 建築物の構造	木造： ☐ 軸組工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ CLT [®] 枠工法 ☐ その他工法（_____）																																		
	その他： ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（_____）※混構造の場合																																		
5 建築物の耐火性能等	（建設地の地域区分） ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 22条区域 ☐ その他地域																																		
	（ ☐ 地域区分・ ☐ 建物用途・ ☐ 規模等により必要となる建築物の耐火性能等） ※建築基準法第21条、第27条、第61条等により求められる建築物の耐火性能等を記入ください。 ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物（60分） ☐ 準耐火建築物（45分） ☐ その他（_____自由記入_____）																																		
6 木材・木質材料、県産材の使用量	木材・木質材料の使用量：_____ m^3 ①うち補助対象部分：_____ m^3 ②うち県産材：_____ m^3 （県産材率 _____ %）※②／①																																		
7 木材・木質材料の使用実績について																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用部位※（柱、横架材、壁、床等）</th> <th>種類（製材、集成材、CLT等）</th> <th>詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）</th> <th>使用量（m^3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="3">合計（上記6の使用量と合計m^3数の整合に留意）</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				使用部位※（柱、横架材、壁、床等）	種類（製材、集成材、CLT等）	詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）	使用量（ m^3 ）																									合計（上記6の使用量と合計 m^3 数の整合に留意）			
使用部位※（柱、横架材、壁、床等）	種類（製材、集成材、CLT等）	詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）	使用量（ m^3 ）																																
合計（上記6の使用量と合計 m^3 数の整合に留意）																																			
※基礎・基礎杭を除く。																																			
8 設計者	会社名：_____	代表者名：_____																																	
9 施工者	会社名：_____	代表者名：_____																																	
11 普及啓発の実績	（取組内容）※実施した内容を選んでください。 ☐ ワークショップ・セミナー ☐ 現場見学会 ☐ 完成見学会																																		
	（実績） 開催日時：_____ 内 容：_____																																		

2 経費内訳

(単位：千円)

事業区分	経費区分	総事業費	補助対象事業費	補助率	補助金額
実施設計費	委託費			1/2	
建設工事費	工事費			定額	

事業区分	経費区分※	積算内訳	補助率	補助金額
普及啓発費	技術者給			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	委託料			
	使用料・賃借料			
	小計		定額	

※経費の区分は別表による

補助金額合計	
--------	--

＜別表＞

都市の木造化推進モデル事業対象経費

区 分	内 容
技術者給※	事業を実施するうえで必要となる技術を要する者（主任技師、技師等）の労賃とする。
報償費	事業において実施する現場見学会等に出席する専門家等の謝金とする（自社従業員は除く）。
旅 費	事業の実施及び指導監督等に必要な旅費及び事業において実施する現場見学会等に出席する専門家等の旅費とする（自社従業員、参加者は除く）。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。
役務費	調査業務料、通信運搬費、手数料、筆耕翻訳費、労災保険料等とする。
委託料	業務の一部を他者へ依頼した場合の支払い経費とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

※算定方法は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成２２年９月２７日経第９６０号）」のとおりとする。